

10/25 団体交渉の速報

大学側「高知大では 有期雇用職員に一般職員と同じ業務を 恒常的に担当させて はいないと認識」

10月25日(水)、教職員組合と大学との間で団体交渉が行われました。その概要をお知らせします。(なお、この日は交渉が決着しなかったため、11月7日(火)に2回目の交渉が行われる予定です)

出席者

- ・大学側：櫻井克年理事(総務・国際・地域担当)、竹田幸博理事(財務・労務担当理事)、ほか3名
- ・組合側：中央執行委員など8名

今回の最大のテーマは有期雇用職員の無期転換問題でした。労働契約法は、2013年4月1日以降に使用者が有期雇用労働者を5年を超えて雇う場合、使用者が労働者に無期転換権(*)を与えることを義務づけています。この法の趣旨は、労働者の安定した雇用を実現するため、有期雇用は一時的な業務に限定し、恒常的な業務は原則として無期雇用の労働者に担当させることを意図しています。

この点に関し竹田理事は「恐らく恒常的に一般職員と全く同じ業務をさせてはいない」という認識を示しました。しかしこの認識には次のような問題があると思われます。

「恒常的」の対義語は「一時的」です。そして「一時的な業務」という場合、通常想定されるのは「科研費などを財源とする期間の区切られたプロジェクト業務」などです。

他方、高知大で多くの有期雇用職員の方が担当されている業務は、学部や学務課の窓口



対応や事務処理、財務、公用車の運用、そして看護師のような病院の医療部門など、多岐にわたりますが、その中で「一時的」な業務、すなわち「一定期間が過ぎれば消滅する業務」はごくわずかではないでしょうか。

また竹田理事は、高知大の有期雇用職員は正規職員の指示・指導の下で補佐的な業務を行っているという認識も示しました。確かにそのような場合もあるでしょうが、独立して正規職員と同じ業務を担っている方もたくさんおられる、というのが私たちの実感です。高知大における有期雇用職員のあり方は労働契約法の趣旨に反していない、ということをおっしゃりたかったので、少し無理があるように思われます。

現在、多くの国立大学では労働契約法に対応して無期転換ルールを作っている最中です。中四国では徳島大や岡山大がすでにルールを作っています。したがって現在の全国的な流れは「無期転換を認めるかどうか」ではなく、「(無期転換を認めることは大前提とした上で) どのような無期転換ルールを作るか」です。この点に関し組合は全国組織である全大教(全国大学高専教職員組合)から全国の大学の情報を随時共有しており、働く人にも大学全体にとってもより良い無期転換ルールを作るために大学と協働することができると考えています。大学構成員のみなさん、団体交渉にご注目下さい。また、ぜひご意見などをお寄せ下さい。可能な範囲で団体交渉に反映させていきたいと思えます。

(*) なお、無期転換権＝「正規職員になる権利」というわけではありません。労働契約法が求めているのは「無期雇用(＝期間に定めのない雇用)」に転換する権利です。雇用期間以外の労働条件(労働時間、給与、昇進など)は無期転換前よりも不利にしてはならないとしています。いわゆる正規職員(正社員)と同等にすることまでは使用者に義務づけていません。